

第5部 火山災害対策

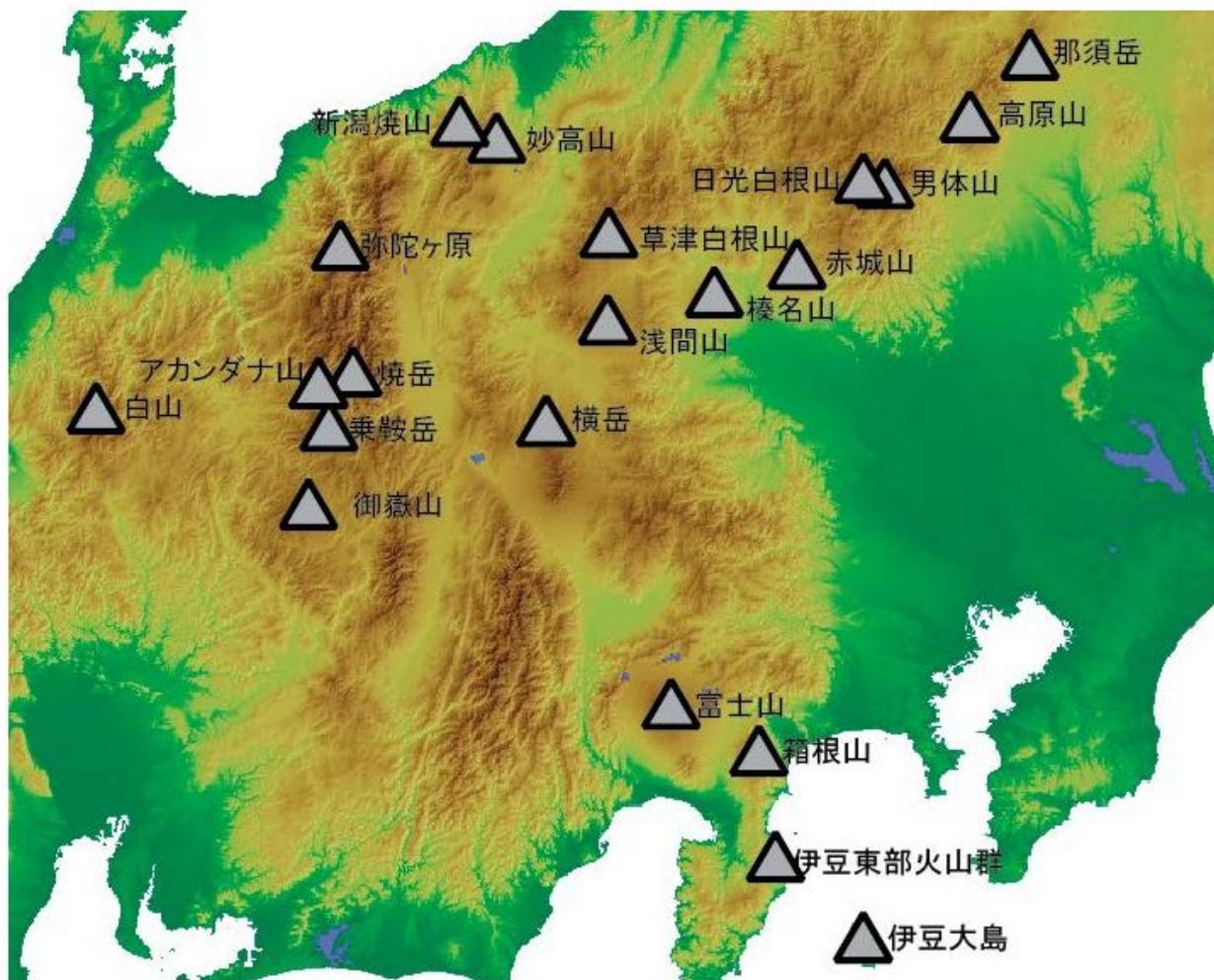
第1章 被害の予測

第1節 火山の噴火による影響

1 本市周辺の活火山

本市周辺には、富士山をはじめとして、箱根山や伊豆大島など、複数の活火山があります。本市から最も近い活火山は、箱根山で、山頂から本市境まで約45km、富士山は、山頂から本市境まで約70kmの位置にあります。

《本市周辺の活火山》



出展；気象庁ウェブサイト (<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/volcanotk01.html>)

2 火山の噴火により発生する現象

富士山等で大規模な噴火が発生した場合、「溶岩流」及び「火砕流」の流出や「噴石」（火山岩塊、火山れき）及び「火山灰」の噴出等が発生するとされています。

- 「溶岩流」 : マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。
- 「火砕流」 : 高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。流下速度は時速数十 km から数百 km、温度は数百℃にも達します。
- 「火山岩塊」 : 火口から噴出する直径 64mm 以上の岩石。
- 「火山れき」 : 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上 64mm 未満のもの。火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合がありますが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかります。
- 「火山灰」 : 噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以下のもの。時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、水質の変化や管路のつまり、健康への影響、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼします。

3 本計画で対象とする噴火

本市においては、火山からの距離等の理由から、溶岩流や噴石等の影響はないとされており、主に富士山の噴火による「火山灰」の降下（降灰）による影響が大きいと予測されています。1707 年に発生した富士山の宝永噴火のような大規模な噴火が発生する可能性は、小規模な噴火が発生する可能性に比べ低いとされていますが、今後そのような大規模な噴火や、それをさらに上回る噴火の発生の可能性も否定されていません。また、噴火の発生間隔に明確な規則性がないことから、将来の発生時期を予測することも困難であるとされています。そのため、本計画では、これまで富士山で発生した最大規模の噴火（平成 16 年に「富士山ハザードマップ検討委員会」で想定された噴火）を対象とします。（宝永噴火等と同程度の噴出量：約 7 億 m³）



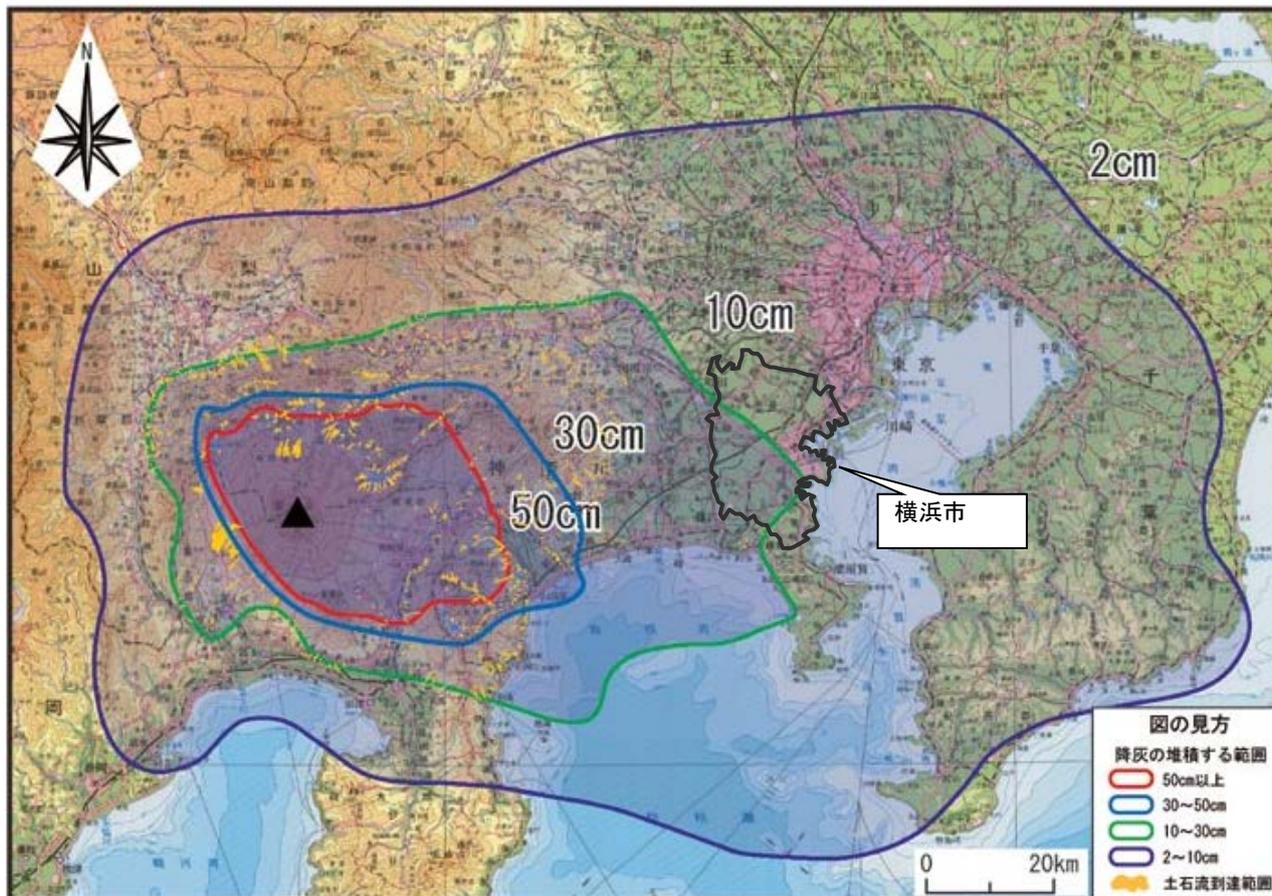
桜島の噴火（2013 年 8 月） 出典：気象庁ウェブサイト

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/monthly_v-act_doc/fukuoka/13m08/506_13m08.pdf

第2節 降灰予測

降灰は、一年を通した偏西風の影響で、富士山の東側に多く堆積すると予測されています。降灰は広範囲にわたり、家屋が倒壊する可能性のある30cmの堆積範囲は小田原市に達し、本市付近においては、土石流の発生する可能性が高くなる10cm前後の堆積が予測されています。

《富士山降灰可能性マップ》



※ このマップは、富士山ハザードマップ検討委員会が平成16年に作成したもので、1707年の宝永噴火と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰の数値シミュレーション結果を包括した影響範囲図です。そのため、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではなく、また、中小規模噴火の場合は、降灰の厚さがこれを下回ることとなります。

第3節 火山灰による被害

1 火山灰とは

火山灰は、噴火の際に、火山から放出される固形物質のうち、直径が2 mm以下のものと定義されており、ざらざらした砂状のものから、最小では小麦粉よりも細かい粒子まであります。火山のすぐ近くでは非常に熱いことがありますが、大気で冷却されるため、火山から遠くに降り積もる時には冷たくなっています。



火山灰の例（三宅島）

出典：気象庁 (<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/kazanyougo/funshutsubutsu.html>)

2 火山灰の成分等の特質

「灰」というと燃えかすのようなものが想像されますが、実態としては、軽石や岩石が砕かれたものであり、ガラスの破片のように鋭い破面を持ったものも含まれています。また、噴火直後の火山灰粒子は、酸性の皮膜に覆われており、肺や目に刺激を与えることや、この皮膜は降雨等により取り除かれますが、その結果として、水質の悪化や農作物への影響を生じることがあります。

そのため、火山灰が与える影響として、呼吸器系の不調、角膜剥離等の目の症状、皮膚への刺激といった健康被害、給水への支障、農作物被害等といった社会的な問題が生じることがあります。

3 大量の火山灰の堆積による被害

火山灰は、雪のように溶けることはなく、水を含むと互いにくっつき、密度を増し、コンクリート状となって重くなり、家屋を倒壊させることもあります。

また、大量の火山灰は、河川の河床を上げ、河川の氾濫、土石流の発生等を誘発し、生命を危険にさらし、生活基盤を破壊することがあります。

さらに、農作物や牧草等に付着するとなかなか排除することができず、大量の火山灰が堆積すると草木が枯れ、農業や畜産業に甚大な被害をもたらすこととなります。

4 その他の被害や特徴

火山灰は、自動車のエンジンフィルターを詰まらせたり、スリップを誘発するなど、車両の走行に影響を与え、航空機においては、エンジンが火山灰を吸引すると停止してしまうため、火山灰が浮遊する航路は全く使用不可能となってしまうなど、交通へ大きな支障を及ぼすものとなります。

また、電柱等の碍子（がいし）の漏電により停電が発生する可能性があり、断水など、市民生活に大きな影響を与えるおそれや、細かい粒子によりパソコン、コンピュータ等の電子機器が故障し、通信、金融といった現代産業に大きな打撃を与えることなども懸念されています。

さらに、大気を浮遊する火山灰は太陽光を遮り、昼間でも真っ暗になることがあり、大規模な噴火は地球全体の気流変動をもたらす、気温低下などの異常気象を招くこともあります。

《降灰の特徴及び課題》（富士山ハザードマップ検討委員会報告書より）

項目	留意すべき特徴、対応上の課題
発生条件	高い噴煙柱が形成された場合に大量降灰となる。
発生時間	噴火が始まってから降灰が降り積もるまで時間的余裕がある。
危険性	直接死傷する危険性はほとんどない。
	火口周辺や風下など、高温の火山灰・火山れきが大量につもる場合は、木造家屋が火災を起こす危険性がある。
	体育館などの避難所でも降灰の重量で被害を受けるものがある。
	降灰中の屋外作業は転倒・車両走行不能・交通事故の危険性がある。
	降灰により道路上で車両が立ち往生した場合にはその後の道路確保を困難にする。
	交通機関が広域的に停止し、停電・信号故障が発生する可能性もあり、救援活動も停滞する。灰粒子浮遊により、航空機は飛べなくなる。
	交通支障により、生活物資の搬送が行えなくなる。
	東京などでも大量の帰宅困難者が発生する。
	経済活動に広域的かつ甚大な影響を与える。
	健康被害（気管支など）が多数発生する。
	積もった降灰から火山ガスが発生する場合があります、風通しの悪い場所では火山ガス中毒の危険性もある。
	降灰によって発生した土石流などによって流出した土砂が河床上昇を引き起こし、洪水氾濫の危険性が増大する。
土石流・浸水被害が続く。	
範囲	大量の降灰は高層風によって運ばれるため、大量降灰域は東方を中心とする可能性が高い。
	きわめて広範囲（南関東一帯）に降灰があるため、降灰域外への避難は不可能
対応	30cm 以上堆積すると建物に被害が出る可能性があるが、降灰の休止中に灰下ろしができれば被害を免れる。
復旧	道路確保や市街地の復旧、河床上昇対策に多大な除灰作業が必要となる。

5 被害の想定

降灰量ごとの被害の想定とその対処法は次のとおりです（富士山火山防災対策協議会より）。

降灰量 (積もった 厚さ)	規模	想定される被害など	対処法
64cm	極めて大量	60%の木造家屋が全壊	堅固な建物に避難
50cm		30%の木造家屋が全壊	
32cm		降雨時、30%の木造家屋が全壊	
30cm	大量	降雨時、木造家屋が全壊する恐れあり	危険があれば避難
10cm	極めて多量	降雨時、土石流が発生	屋内退避
5 cm		道路が通行不能	
2 cm		何らかの健康被害が発生する恐れあり	
1 mm 以上	多量	車の運転は控える	外出を控えて窓を閉めるか、マスクなどで防護
1 mm 未満	やや多量	車は徐行運転となる	
0.1mm 未満	少量	車のフロントガラスに灰が積もる	

第2章 災害予防

火山情報の伝達体制

1 噴火警報等の種類と発表

(1) 噴火予報・警報の種類

ア 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、予想される影響範囲を付した名称（※）で発表されます。

※名称は警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となります。

なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられています。

イ 噴火予報

火山活動が静穏な状態が予想される場合に、気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・情報センターから、発表されます（なお、噴火警報の解除は噴火予報として発表）。

(2) 富士山の噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、5段階に区分して発表する指標です。住民や登山者・入山者等に必要な対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードをつけて発表されます。富士山のように噴火警戒レベルが導入されている火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルが発表されます。

なお、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、国が指定する各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施し、とるべき対策等を定めることとされています。



伊豆大島の噴火 出典：気象庁ウェブサイト

(https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/rovdm/lzu-Oshima_rovdm/kazansetumei.html#section4)

《富士山の噴火警戒レベル》

予報警報	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難等が必要	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）。
	火口周辺警報	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は、地震、微動の増加等、火山活動の高まり
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常的生活、火口周辺への立入規制等	・影響が火口付近に限定されるごく小規模な噴火の発生等
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	特になし	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む。）

(3) 降灰予報

降灰予報は、降灰の範囲や降灰量等について、噴火前、噴火直後、噴火後の3段階に分けて発表されます。

ア 発表の流れ

降灰予報(定時)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警戒レベルが上がるなど、活動が高まり噴火の可能性が高い火山に対して発表 ・ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ・ 18時間先までに噴火した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予測
降灰予報(速報)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ・ 「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・ 噴火後速やかに(5~10分程度)発表 ・ 噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲を予測
降灰予報(詳細)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火時刻、噴煙高などを用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表 ・ 「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・ 噴火後20~30分程度で発表 ・ 噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間を予測

イ 降灰量階級表

降灰予報では、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」及び「少量」の3階級で区分し、表現されます。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・呼吸器などの異常を訴える人が出始める。	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm未満	うっすら積もる 	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する。目に入ったときには痛みを伴う	フロントガラスの降灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による

※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

(4) 火山現象に関する情報

情報等の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬又は必要に応じ適時発表
月間火山概況	前1か月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生した時に、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

第3章 応急・復旧対策

災害発生後、被害等の情報を直ちに把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するため不可欠です。

そのため、本市では、あらゆる手段を活用して被害の規模や程度を把握又は推定し、その情報に基づき、速やかに応急対策を実施するとともに、国、県、防災関係機関等とも連携した応急対策も推進します。

応急対策の実施にあたっては、市民の生命・身体の安全を確保することを最優先に、被害の拡大や二次災害等の発生防止等に努めるとともに、避難場所、食料等の物資等の確保、緊急輸送路等の交通確保などを重点的に実施します。

また、市民生活の安定のため、ライフライン事業者等と連携した応急復旧活動、市民等への適時適切な広報などについても、状況の推移に応じて実施します。

第1節 災害対策本部等の設置

中区では、次の組織体制により災害応急対策等を実施します。

1 区警戒体制

(1) 区警戒体制責任者

区危機管理責任者（副区長）

(2) 警戒体制の確立基準

ア 市警戒体制が確立されたとき。

イ その他、区危機管理責任者が必要と認めたとき。

(3) 実施事項

ア 気象庁や県等からの情報収集

イ 大規模噴火に備えた人員や資機材等の確保など、応急対策実施に向けた事前の準備

ウ 区民等への広報

(4) 廃止基準

ア 富士山の噴火警戒レベル2～1が発表された場合

イ 火山の噴火現象による区域内への降灰等による影響がないと認められたとき。

ウ 区災害対策本部等の対応組織が設置されたとき。

2 区災害対策警戒本部

- (1) 区警戒本部長
区危機管理責任者（副区長）
- (2) 設置基準
 - ア 市警戒本部が設置されたとき。
 - イ その他、区長が必要と認めたとき。
 - ウ 設置手続は、第3部 第3章 第1節 3に定めるところによります。
- (3) 主な実施事項
 - ア 気象庁が発表する「噴火に関する火山観測報」等の災害に関する情報の収集
 - イ 職員配備状況の報告と把握
 - ウ 被害等の情報収集と報告
 - エ 区域内の巡回警戒
 - オ 区民への注意喚起等の広報
 - カ その他災害応急対策を実施するうえで必要な措置
- (4) 中土木事務所、水道局中村水道事務所、資源循環局中事務所及び中消防署の対応
 - ア 中土木事務所、水道局中村水道事務所、資源循環局中事務所及び中消防署は、情報連絡担当を設置します。
 - イ 中土木事務所、水道局中村水道事務所、資源循環局中事務所及び中消防署等は、所管する局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先します。
- (5) 廃止基準
 - ア 富士山の噴火警戒レベル3～1が発表され、特に被害等がない場合
 - イ 火山の噴火現象による区域内への新たな被害等が発生するおそれが解消したと認められるとき。
 - ウ 区災害対策本部が設置されたとき。

(6) 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の事務分掌

区警戒本 部長	担当別任務分担	
区危機管理責任者（副区長）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。 	
	<p>庶務担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の運営 ・ その他 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難指示の発令及び実施に関すること。 6 避難所（福祉避難所等を含む。）の開設及び運営に関すること。 7 区内関係機関への応援要請等に関すること。 8 他の担当の所管に属さないこと。 	
	<p>情報収集担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、噴火警報及び噴火予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。 	<p>調査担当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 避難情報等の調査に関すること。
	<p>中土木事務所、水道局中村水道事務所及び資源循環局中事務所</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	
	<p>中消防署</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部事務局との相互連携に関すること。 2 区警戒本部事務局への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部事務局への提供に関すること。 	
<p>健康対策担当（福祉保健センター）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。 		

3 区災害対策本部

区長は、次のとおり区役所に区災害対策本部を設置します。

(1) 設置基準

- ア 市本部が設置されたとき。
- イ 区域に多量の火山灰の降灰が予測されたとき又は多量の降灰が認められたとき。
- ウ その他、区長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

区本部長は、次の場合に区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間は、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

- ア 富士山の「噴火警戒レベル4（避難準備）」以下が発表され、又は他の火山において噴火現象が終息した場合で、区域において新たな被害が発生するおそれが解消したと認められ、かつ、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- イ その他、区警戒本部等に縮小することが適切であると認められるとき。

ウ 設置手続等

設置及び廃止の手続等については、第3部 第3章 第2節2及び4に定めるところによります。

(3) 組織・運営

第3部 第3章 第3節に定めるところによります。

(4) 区本部の組織及び事務分掌

次の事項のほか、第3部 第3章 第6節に準じます。

情報班	気象情報、噴火警報、噴火予報等の受伝達に関すること。
衛生班	1 火山灰による健康被害についての相談に関すること。 2 火山灰の健康被害対策等の周知・広報に関すること。

4 職員の配備・動員

次の事項のほか、第3部 第4章に定めるところによります。

(1) 配備体制

火山災害発生時の配備基準は、区警戒本部は1又は2号配備、区本部は3号配備を目安とします。

(2) 通常業務の継続

原則として、窓口業務は可能な限り継続し、市民生活に過度の制限をかけないよう留意します。

第2節 庁舎等の保全・機能確保

1 庁舎等

降灰が予測された場合は、直ちに、窓を閉める、出入口を限定する、全館空調換気システム（セントラル空調）等を運転停止し、吸排気口を保護するなど、火山灰の建物内への侵入防止措置を実施します。また、停電に備え、非常用電源の確保、非常用発動発電機への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

2 車両

降灰が予測された場合、不要不急の車両の使用を控え、運行中であれば、速やかに帰庁し、可能な限り地下駐車場などの屋内への移動を実施します。また、必要に応じ、吸気への火山灰侵入防止措置などについても実施します。

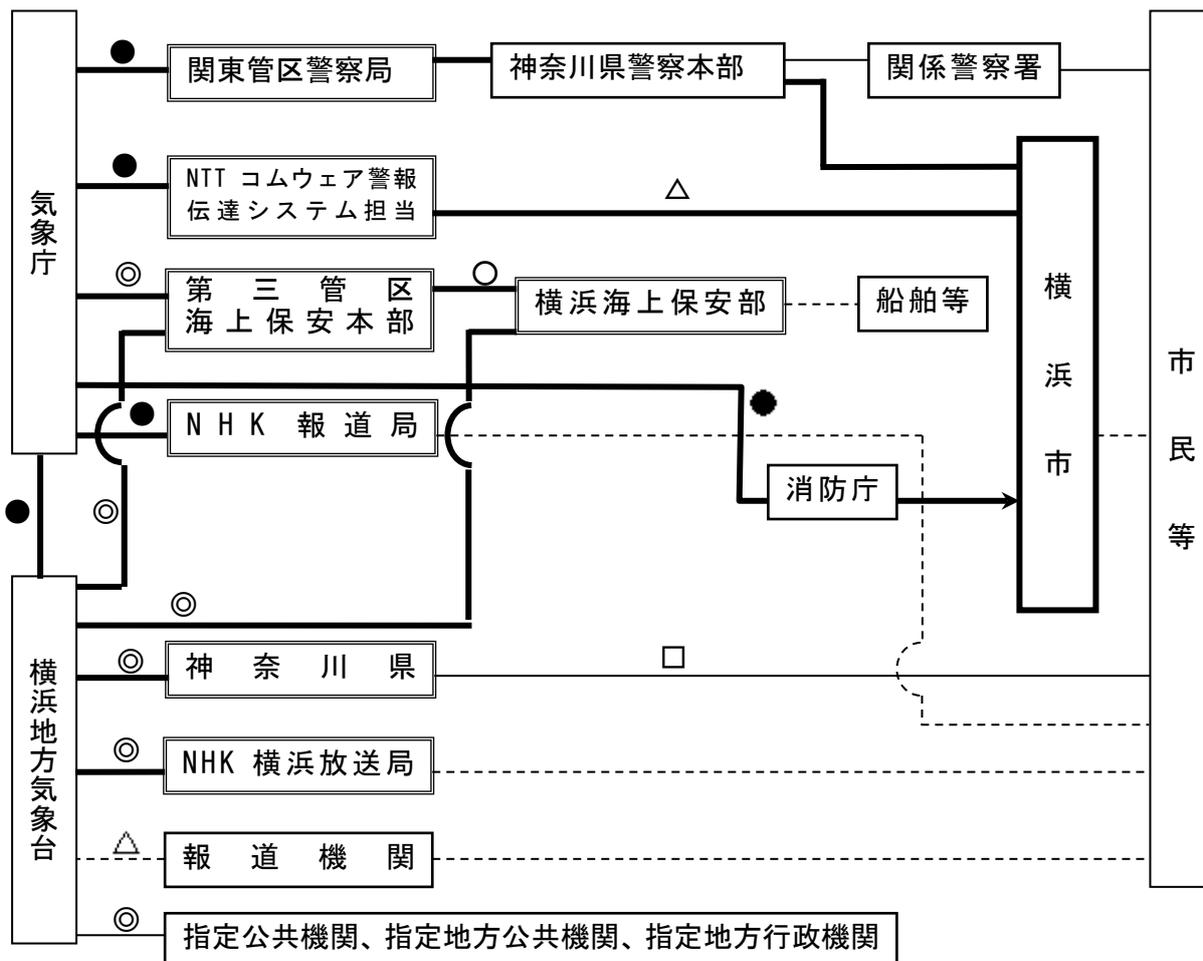
第3節 情報の収集・伝達

降灰による被害に対し、円滑に災害応急対策を実施するためには、噴火に関する情報、降灰やその被害等の状況を的確かつ迅速に把握することが必要であり、そのため、情報受伝達体制、被害情報等の把握及び広報等の要領については、次のとおりとします。

1 噴火警報等の通報及び伝達体制

噴火警報等の通報及び伝達系統は、次のとおりとします。

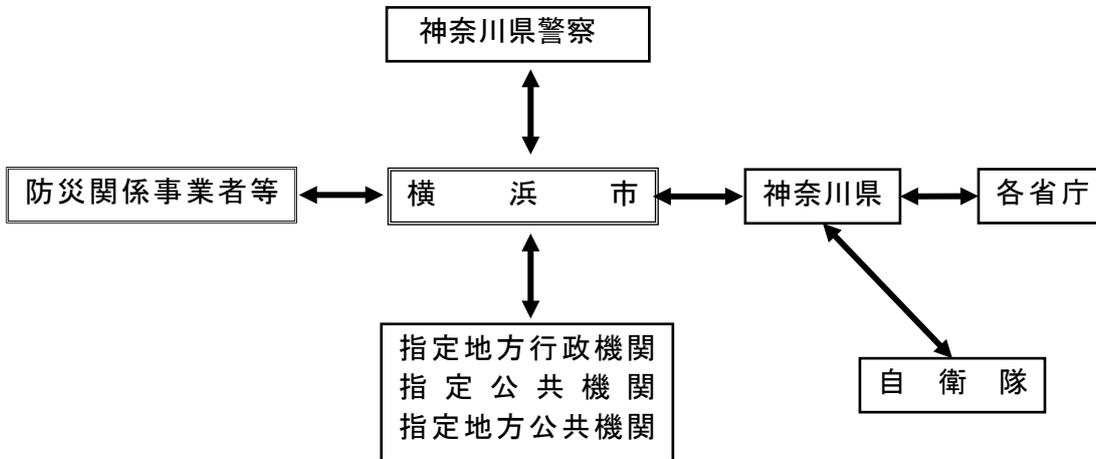
《噴火警報等の伝達系統図》



凡例	
—— 法令(気象業務法等)による通知系統	● オンライン
----- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統	◎ 防災情報提供システム(専用線)
..... 地域防災計画、行政協定その他による伝達系統	○ 専用電話・FAX
	△ 加入電話・FAX
	□ 県防災行政通信網等
	□ 法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

2 関係機関等との情報受伝達体制

防災関係機関等との情報受伝達体制は次のとおりとします。



3 降灰状況等の報告

(1) 報告事項

降灰に関する調査報告にあたっては、次の事項を基本とします。

なお、報告にあたっては、可能な範囲で写真等の添付についても配慮します。

- ア 降灰の有無・堆積の状況
- イ 降灰の程度(層厚等)
- ウ 被害等の状況
- エ 降灰時間
- オ 構成粒子の大きさ・特徴等

(2) 報告要領

区本部は、市内の降灰等の状況について、危機管理システム等により、市本部等に報告します。また、市本部は、それらの情報を集約し、災害応急対策の方針決定等に活用するとともに、県等の関係機関へ連絡する。



(3) 被害情報等の受伝達

ア 災害情報の受伝達

区長(区本部長)は、土木事務所地区隊や消防地区本部、市民、警察署等から災害情報の通報を受けたときは、災害情報を記録のうえ、避難・救助等につながる情報は随時ホットラインで市長(市本部長)に報告します。

イ 被害情報の受伝達

(ア) 危機管理システムへの入力

被害情報の報告にあたっては、危機管理システムの「被害情報」、「被害速報」入力により行います。

なお、被害の状況が明確でない場合であっても、把握した内容を迅速に入力します。

(イ) 危機管理システム障害時の報告

危機管理システムに障害があったときは、「被害速報様式」により区内の被害情報を速報するとともに、各種報告様式により「電子メール」又は「無線・有線ファクシミリ」で報告します。

4 活動情報及び応援要請の受伝達

(1) 区本部等運営状況の受伝達

区長は、区警戒本部又は区本部を設置したときは、危機管理システムの「本部運営状況」により、設置日時、配備人員を入力します。

なお、危機管理システムの障害時は、「電子メール」又は「無線ファクシミリ」、「無線ホットライン」により速やかに報告します。

(2) 区本部の活動報告

区本部の各班長は、各班の活動状況を区本部長に報告します。

(3) 区等への応援体制

ア 区本部長は、土木事務所など、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に対し、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。

イ 市本部長は、前項の要請に基づき、各局長及び被害の少ない区の本部長に対して応援職員の派遣を指示します。

ウ 各局及び被害が少ない区は、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

5 広報活動

被害の拡大防止、市民生活の早期安定を図るため、第3部第5章第8節に定めるほか、次の事項についても積極的に広報を行います。広報手段については、同節2を準用します。

(1) 火山灰の特性及び注意事項

(2) 降灰による健康被害防止に関すること

(3) 噴火警戒レベルに応じた噴火の状況及び安全情報等の提供

(4) 除灰に関する事項等

第4節 避難

市は、大量の降灰により、建物等の倒壊、土石流、河川の氾濫等の危険性があると判断した場合は、第3部第10章に定めるとおり、直ちに、警戒区域の設定、避難指示の発令などの避難に関する措置を実施します。

特に、避難等の判断にあたっては、層厚30cm以上の降灰で降雨があった場合は、木造建物が全壊するおそれがあることや、10cm以上で土石流が発生するおそれがあることなどに留意します。

第5節 救援・救護・市民生活の安定

1 宅地等の降灰対策

宅地等における降灰の除去、障害の軽減については、原則として、それぞれを所有、管理等を行う者が実施します。

(1) 宅地等の降灰については、住民自らその除去を行い、除去した降灰は、市が指定する「宅地内降灰指定置場」に集積し、市又は収集請負業者等がこれを収集します。

(2) 除灰作業に当たっては、道路の側溝等の詰まりを防ぐため、火山灰を側溝等に流さないよう留意します。

2 健康被害への対策

(1) 健康被害対策の基本

次の事項について、市民等に対し広報を実施します。

ア マスク（マスクがない場合は、濡らしたハンカチ等）とゴーグル（ゴーグルがない場合は普通の眼鏡）を着用し、眼と呼吸器を保護します。

イ 外出をなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行います。

ウ 火山灰が、眼に入った場合は、決してこすらず、流水で洗い流します。また、降灰時は、コンタクトレンズの装用を控えます。

エ 特に、呼吸器系の基礎疾患がある人は、気管支炎等の症状悪化の恐れがあるため、外出を極力控えます。

(2) 除灰作業従事者等の保護

市職員及び事業者等で、除灰作業に従事する者は、火山灰に長時間暴露することとなるため、作業中はマスク等の保護具を着用します。また、作業の責任者は、交代要員の確保についても配慮します。